法第34条第9号

沿 道 施 設

図書の種類	明示すべき事項
□ 建築等許可申請書	(別記様式第九) 申請書裏面参照
□委任状	委任する内容を記載し記名(代理者の資格・氏名・住所・連絡先を記載)
○ 事業計画書	市長宛とし、記名、自己の業務用である旨を記載のうえ次の事項を記述 ① 建築しようとする理由(現在の状況・職業、事業の動機・目的・経験、市場性調査) ② 申請地を選定した理由(申請地に立地する必要性、周辺の状況、立地条件等) ③ 事業内容 施設概要 … 店舗の名称、規模、対象道路の種別・幅員販売計画 … 取引商品、ドライブインの場合はメニュー仕入計画 … 取引先の名称・所在地、取引品目管理計画 … 経営者、従業員及び営業時間等 ④ 資金計画、収支計画
□ 取引することを証する書類	取引先発行のもの(申請する店舗の名称、住所、取引品目が明示されていること)
□ 許可・資格等の写し	事業に必要な許可・資格等の写しを添付
□ 法人登記事項証明書 ※3ヶ月以内	法人の事業内容が判明できない場合は、定款を併せて添付のこと
□ 説明報告書	建築計画について、地元区長に説明した旨の報告書
□ 道路占用許可等の写し	占用許可及び承認工事等が必要な場合は、許可等の写しを添付 (敷地現況図に、占用許可及び承認工事等の区域・許可番号を記入)
○ 土地登記事項証明書 ※3ヶ月以内	土地改良事業地内の場合は、「一時利用地証明」も添付のこと
○ 付近見取図 (都市計画図、都市計画課) 【縮尺】1/2,500	図面名称、方位、縮尺、申請区域 (赤色枠)、対象道路の名称、 申請地から市街化区域までの道路沿いの距離
○ 土地の公図の写し※3ヶ月以内	図面名称、方位、縮尺、申請区域(赤色枠)、写した年月日
□ 実測図(求積図)	図面名称、方位、縮尺、申請区域(赤色枠)、道路後退求積、資格者の記名・押印
○ 敷地現況図 【縮尺】1/200 以上	図面名称、方位、縮尺、面積表、申請区域(赤色枠)、敷地の境界・寸法、 道路の種類・幅員、敷地・隣地・道路の地盤高、建築物の位置、がけ及び擁壁の位置、 排水施設の位置・種類、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、 駐車場計画と自動車の動線及び出入口
□ 排水施設構造図 【縮尺】1/50以上	図面名称、縮尺、放流桝及び吐口の断面図
□ 建築物各階平面図 【縮尺】1/200以上	図面名称、方位、縮尺、主要寸法、各室の用途、店舗内のレイアウト・椅子席数 (物置等の付属建築物を含む)
□ 建築物立面図 【縮尺】1/200以上	図面名称、方位、縮尺、建築物の高さ、看板 (2面以上、物置等の付属建築物を含む)

- 注1 この表は建築許可申請の場合です。開発許可申請の場合は添付図書が異なります。
- 注2 事前相談の場合は、〇印の図書を1部(コピー可)提出してください。

沿道施設

本号に該当するものは、建築物等の用途からみて特別の立地を必要とするもので、特に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関係なく限られた範囲内に立地することによりその機能を果す建築物等を目的とした開発行為である。

本号に該当する施設としては、次のものに限られる。

- 1 道路管理施設等
 - (1) 高速自動車国道又は有料自動車道路において、その道路の維持、修繕、その他の管理を行うために道路管理者が設置する施設
 - (2) 高速自動車国道又は有料自動車道路の沿道に設置される自動車の運転者の休憩のための適切な規模の休憩施設(ドライブイン)
 - (3) 自動車が遠隔の目的地に行く途中で必要な燃料を補給できる給油施設(ガソリンスタンド又は自動車用液化石油ガススタンド)

都市計画法第34条第9号の審査基準

市街化調整区域における道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物(以下、「道路管理施設等」という。)については、次のとおりとする。

1 道路管理施設等

道路管理施設等の用途は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 道路管理施設
 - 道路の維持・修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するもの。
- (2) 休憩所

次の各号に掲げるもの。

- ア 食堂、レストラン、喫茶店その他これらに類する飲食店(主としてアルコールを含まない飲料を飲食させるものに限る。)
- イ 休憩施設を備えたコンビニエンスストア
- (3) 給油所等

必要な燃料を補給できる施設で、次の各号に掲げるもの。

- ア ガソリンスタンド
- イ 自動車用液化石油ガススタンド
- ウ 自動車用天然ガススタンド
- エ 自動車用水素スタンド
- オ 自動車用充電スタンド
- カ その他これらに類する燃料補給施設

2 対象道路

道路管理施設等の申請地は、次の各号のいずれかに該当する現に供用されている道路の区域内又は沿道に設けられるものであること。

- (1) 高速自動車国道
- (2) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)により料金徴収が認められている一般国道、県道又は 市町村道
- (3) 一般国道、道路法(昭和27年法律第180号)第56条の規定により国土交通大臣が指定する主要な県道又は市道
- (4) 四車線以上(右左折専用レーン等の部分的な車線を除く。) の県道又は市町村道の部分。ただし、四車線以上で都市計画決定され、暫定的に四車線未満で供用されている道路のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、四車線以上で供用されているものとみなす。
 - ア 四車線以上の都市計画事業認可が得られているもの
 - イ 四車線以上の用地が既に買収済みで、将来、四車線以上の道路に接するもの
- (5) 前各号に掲げるもの以外の県道又は市町村道で、中央線により車線が分離されている6メートル以上の幅員を有するもののうち、市街化区域(第一種低層住居専用地域及び工業専用地域を除く。)から道程で1キロメートル以上離れている部分。ただし、中央分離帯等が設置されていることにより物理的に車線を横断することができない場合は、当該敷地の面する片側車線における道程とする。

3 施設等の基準

(1) 道路管理施設

施設の規模は、当該道路の維持・修繕その他の管理計画に照らし、適正な施設規模であること。

(2) 休憩所、給油所等

自己の業務用のものであって、次のアからクまでの各号に該当し、かつ、ケ、コ又はサのいずれか に該当するものであること。

- ア 管理施設及び倉庫の規模は必要最小限とすること。管理施設と倉庫の合計面積は、建築物の延べ面 積の2分の1を超えないこと。
- イ 仮眠・宿泊施設又は居住施設を含まないこと。(管理施設としての仮眠施設は除く)
- ウ 申請地の形状は、原則として延長敷地形状でないこと。
- エ 申請地の主たる出入口は対象道路に直接面していること。
- オ 車両の出入口は、交差点、曲がり角、横断歩道及び横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5メートル以内には設けないこと。
- カー申請敷地内に駐車場を設けること。
- キ 遮光のための塀等を敷地の外周に設け、自動車のヘッドライト等の光を有効に遮断できる対策が講じられていること。
- ク 開発又は建築若しくは用途変更を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等 が受けられるものであること。
- ケ 1 (2) アに掲げるものにあっては次の各号に該当するものであること。
- (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する第2

条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等でないこと。

- (イ) 客席は、30人以上を適切に収容できる規模であること。
- (ウ) 駐車台数は、収容人員の3人に対して1台の割合で算出した台数以上が適切に設けられていること。ただし、敷地の形状等から必要な台数分の駐車場を申請地内に設けることができない場合で、申請地に隣接する土地等で確保したものと合わせて、必要な台数分の駐車場を確保した場合にあってはこの限りではない。
- コ 1 (2) イに掲げるものにあっては、次の各号に該当するものであること。
- (ア) 日本標準産業分類 (平成19 年11 月改定) の「5891 コンビニエンスストア」に分類される施設であること。
- (イ) 建築物の売場面積は、30平方メートル以上250平方メートル未満であること。
- (ウ) 営業時間中、運転者等が無料で自由に使用できる便所及び、机及び座席(4 席以上)を施設内に 設けること。
- サ 1 (3) に掲げるものにあっては、次号に該当するものであること。
- (ア) 自動車等の整備作業所を併設する場合にあっては、日本標準産業分類(平成19年11 月改定)の「8911 自動車一般整備業」に分類される施設(板金・塗装をするものを除く。)であること。また、屋内作業場の規模は、82平方メートル未満とすること。